

## 令和7年2月28日(金) 発表 NUMAZU CITY PRESS RELEASE 沼津市 報道取材情報

## ~引越しが決まったら、手続きを~ 引越しシーズンの休日窓口を開設します

#### 要旨

毎年3月下旬から4月上旬までは、新生活に向けた引っ越し等により、住所変更などの各種手続きが増加する期間です。市では、本年も引っ越しシーズンの休日窓口を開設します。

#### 概要

- I 日 時 令和7年3月30日(日) 8時30分~I7時I5分 4月 6日(日) 8時30分~I7時I5分
- 2 場 所 沼津市役所 I 階 市民課 ※各市民窓口事務所は開設しません
- 3 受付業務 住所の異動(転出、転入、転居等) 各種証明書の交付(住民票、戸籍、税証明、印鑑証明) 届出書の受付(婚姻、離婚、出生、死亡等) ※詳細は添付のチラシをご参照ください。
- 4 特記事項 ・平日よりも比較的スムーズにお手続きすることが可能ですので、ぜひ ご利用ください。
  - ・マイナンバーカードの受取りは予約が必要です。休日窓口の5日前までに ご予約をお願いします。

#### お問い合わせ先

沼津市役所 市民福祉部 市民課 直通:055-934-4720



# 繁忙期につき、 市民課業務の

# 沼津市

# 休日窓口を開庁します

春は、就職、転勤、入学など、新年度の新たな生活に向けて、人の異動が多くなる季節です。

市民課窓口でも住所の異動手続きや各種証明書の申請などの手続きが増え、混雑によりご利用いただく皆様にご不便をおかけしております。 市役所では、今年も休日窓口を開庁します。

平日よりも比較的スムーズにお手続きすることができま すので、是非ご利用ください。

◆ <u>実施日</u> 令和7年 3月30日(日) 令和7年 4月 6日(日)

(いずれも8時30分~17時15分)

◆ <u>場</u> 市役所本庁舎 1階市民課窓口

(市民窓口事務所では、休日窓口の開庁は行いません)

## ◆ 休日窓口で受付できる業務

住所の異動(転出、転入、転居等)、届出書の受付(婚姻、離婚、出生、死亡等)、各種証明書の交付(住民票、戸籍、税証明、印鑑証明)、印鑑登録、マイナンバーカードの交付(予約制)、自動車臨時運行許可証(仮ナンバー)の交付、国民健康保険・国民年金の加入・脱退、国民健康保険資格確認書の再交付、葬祭費の申請受付、児童手当・児童扶養手当の申請受付、旅券交付※マイナンバーカードの受取りは予約が必要です。

### ◆ 手続きできないもの

沼津市以外の証明書(住民票や戸籍証明書)の交付、証明書(脱退連絡票等)を持参しない国民健康保険の加入・脱退、年金裁定請求の手続き、未申告時の所得証明書等の交付、旅券の申請受付

問合せ:市民課 電話055(934)4720